

タクシーチケット使用契約の契約者募集公告

1. 契約内容

本件は、熊本河川国道事務所及び出張所が所在する熊本市、山鹿市、阿蘇市、八代市、御船町を拠点とし、職員の業務及び外部での急務発生時の職員の安全かつ速やかな人員等の運送を目的としたタクシーチケット使用契約である。

ただし、本件は当該契約に係る予算事務手続が整った場合についてのみ有効である。

2. 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 応募に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正（再生）手続き開始の決定を受けた者を除く。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 応募条件

- (1) 熊本河川国道事務所管内（熊本県）でタクシーチケットが使用できること。
- (2) 本業務契約に係る事務手数料がかからないこと。（料金後払いタクシーチケットの請求も含む）
- (3) 料金後払いタクシーチケットが使用できること。
- (4) 当事務所から料金後払いタクシーチケットの請求があった際、必要な数量を請求日を含む7営業日以内に納入可能なこと。
- (5) タクシー料金請求書を月末締め切りで、原則として翌月の15日までに利用したタクシーチケット及び明細書を添付のうえ提出が可能であること。また、支払は銀行等口座振込とすること。
- (6) 本業務の契約を希望する者は、応募申込書（以下「申込書」という。）を提出しなければならない。
- (7) 応募関係資料の交付を受けた者であること。

5. 契約者の決定方法

上記3及び4に掲げた条件を満たす全ての者と契約することとする。

ただし、タクシーチケット使用を確約するものではない。

6. 担当部局

〒861-8029 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号

国土交通省 熊本河川国道事務所 経理課 契約係

電話096-382-1127 ファクシミリ096-382-0618

7. 応募要領

(1) 応募関係資料の交付期間、場所及び方法

交付期間は、令和8年3月5日（木）から令和8年3月17日（火）

8時30分～17時00分（土、日、祝日を除く）。

交付場所及び方法は、上記6において直接交付する。

(2) 申込書の提出期限等

提出期限 令和8年3月17日（火）17時00分

提出方法 契約を希望する者は、所定の提出期限までに申込書を上記6に示す場所に持参又は託送（配達記録の残るもの）により提出しなければならない。（提出期限内必着）

(3) 説明会の日時及び場所

実施しない

(4) 提出書類に関するヒアリングの有無

実施しない

(5) 応募資格の確認結果通知は令和8年3月25日（水）を予定しており、契約担当官は書面にて応募者に通知する。

8. 契約条件

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 支払は、月末毎に取りまとめた請求書を受領し、検収後に行うものとする。

9. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 九州地方整備局が発注する業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) (1) 及び(2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

(4) 発注業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

10. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出資料に要する資料は応募者の負担とし、提出された資料は返却しない。
なお、提出された資料は確認審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出期限以降における資料の差し替え及び再提出は認めない。
なお、提出資料の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。
- (4) 応募者は、応募後、この公告、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、応募資格を失うものとする。なお、契約締結後である場合は、契約を破棄するものとする。

令和8年 3月 5日

分任支出負担行為担当官
九州地方整備局
熊本河川国道事務所長 和田 賢哉